

介護施設入所者の食費及び居住費(滞在費)の利用者負担段階誤りによる特定入所者介護サービス費の過剰給付について

特定入所者介護サービス費について、市が利用者負担段階を誤って認定し、過剰に給付していたことが判明しました。

1 過剰給付の内容

- 過剰給付額合計 361,990円
- 対象者5人(71歳~101歳)
- 最高額 151,590円
- 最低額 5,400円

2 制度の概要

介護施設サービスを利用する場合、利用者は、施設と利用者の間で契約により決められた居住費(滞在費)・食費を負担します。ただし、低所得者の施設利用が困難とならないよう、居住費(滞在費)及び食費は、年金収入額及び預貯金額に応じて負担限度額が定められ、それを超えた分は介護保険から特定入所者介護サービス費として施設に給付されます。

3 経緯

令和6年6月、負担限度額認定申請書进行处理していた高齢介護課介護認定給付担当職員が、前年度と異なる利用者負担段階の被保険者がいることに気づき、原因を調査したところ、転入者について、非課税年金収入を把握せずに利用者負担段階を判断していたことが判明しました。過去に遡って確認したところ、5人の被保険者の利用者負担段階を誤って認定していたことが分かりました。

4 今後の対応

対象者を訪問し、経緯や原因を説明してお詫びするとともに、過剰に給付した特定入所者介護サービス費について、返還していただくよう求めます。

5 原因

転入者については非課税年金の受給情報が年金保険者から提供されないため、前住所地に確認する必要があるが行われていませんでした。これは、担当間のチェック体制の確立ができていなかったこと、また、管理職の監督・指導が適切に行われなかったことによるものです。

6 再発防止策

負担限度額認定申請書の担当者処理欄に、資格取得事由及び資格取得日を追加し、非課税年金照会の要否(転入による一年以内の資格取得の場合は要)を記載します。

また、人事異動等により担当が変更になった場合に事務に支障が出ないように、事務処理マニュアルを改善します。

【参考】利用者負担限度額について

令和3年度～令和5年度の利用者負担限度額 ※このほか預貯金等の要件あり

施設サービス及びショートステイを利用した場合、利用者は居住費(滞在費)及び食費を負担します。

これらの利用者負担は、施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

ただし、所得が一定以下の利用者については、施設利用が困難とならないように、申請により、居住費等及び食費が利用者負担限度額までの負担となります。

令和3年度～令和5年度の利用者負担限度額 ※このほか預貯金等の要件あり

利用者負担段階 全て本人及び世帯全員が住民税非課税		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	第3段階① 課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

令和元年度～令和2年度の利用者負担限度額 ※このほか預貯金等の要件あり

利用者負担段階 全て本人及び世帯全員が住民税非課税		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円
第3段階	利用者負担段階第2段階以外のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

【記事に関するお問い合わせ】

白岡市健康福祉部高齢介護課 金子

☎0480(92)1111 内線170 ✉koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp